

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 (令和5年度第1回)

日時：令和5年8月3日（木曜日）

午前9時20分から正午まで

場所：宮城県行政庁舎6階企画部会議室
(対面、オンライン併用)

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- (1) 令和5年度公共事業再評価について
- (2) 令和5年度公共事業再評価の審議について

4. その他

5. 閉会

○高橋行政評価班長 ただいまから令和5年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

なお、本日は対面とオンラインの併用による開催とさせていただきます。

開会に当たりまして、宮城県企画部デジタル政策推進監兼副部長の川越開よりご挨拶を申し上げます。

○川越推進監 皆様おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙のところ、宮城県行政評価委員会第1回公共事業評価部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、県政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

今年度最初の部会開催でございます。皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、今回の部会につきましては、今年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行したことを踏まえまして、対面とオンラインの併用による開催とさせていただきます。

今年度の公共事業再評価につきましては、合計12件の事業についてご審議いただく予定でございます。いずれの事業も、各事業の進捗状況や、費用対効果をしっかりと県民の皆様にご理解いただいた上で進めていくことが大変重要であると考えております。

上半期は、農政部所管の事業が3事業、土木部所管の事業が3事業の計6事業についてご審議いただくこととしております。各事業の詳細につきましては、後ほどそれぞれの事業担当課からご説明申し上げます。

県といたしましては、行政評価を通じまして説明責任を果たすとともに、透明性の向上を図り、評価の目的である「県民の視点に立った成果重視の県政推進」に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日から、どうぞよろしくお願ひいたします。

○高橋行政評価班長 ありがとうございます。

続きまして、本日ご出席の委員の皆様及び県の職員を紹介させていただきます。

お配りしております次第の次ページに出席者名簿がございますので、名簿に記載の順にご紹介させていただきます。

なお、本日は、郷古部会長には会議室にお越しいただいておりますが、部会長以外の委員の皆様におかれましてはオンラインにより参加いただいております。

初めに、部会長をお願いしております郷古雅春委員でございます。

続きまして、副部会長をお願いしております庄子真岐委員でございます。

続きまして、植松純委員でございます。

福本潤也委員でございますが、後ほど参加されましたら改めてご紹介いたします。

吉田朗委員でございます。

なお、越村俊一委員、西出順郎委員から欠席報告がなされておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、県の職員を紹介させていただきます。

ただいまご挨拶を申し上げます、企画部デジタル政策推進監兼副部長の川越開でございます。

企画部総合政策課企画・評価専門監の菅原正義でございます。

農政部農村整備課長の内内孝喜でございます。

農村整備課技術補佐の面来洋一でございます。

農村整備課技術主幹の渡邊真でございます。

農政部農山漁村なりわい課、土木部河川課の紹介は後ほどさせていただきます。

最後に、私、本日の司会を務めさせていただきます企画部総合政策課行政評価班の高橋賢一でございます。よろしく申し上げます。

なお、推進監の川越ですが、ほかの公務のためにこれにて失礼させていただきます。

続きまして、定足数の報告をさせていただきます。本日は、郷古部会長をはじめ、福本委員含めて5名の委員が出席予定でございます。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条の規定により、当会議は公開といたします。また、議事録の作成のため、本会議につきましては録画させていただきますので、ご了承願います。

傍聴に関しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、郷古部会長をお願いいたします。

○郷古部会長 部会長を仰せつかっております郷古です。

今年度は件数も多いため上半期、下半期と分けて開催することになっております。本日は6件、農政部、土木部の案件がございます。限られた時間ですが、慎重にご審議いただくようよろしくお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症も5類になったことで、現地調査等を今年度より再開することにしております。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。お手元の資料1をご覧ください。

令和5年度公共事業再評価については、6月19日付で知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされております。この諮問を受けて、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定により、本部会において調査、審議を行うこととなっており、本日皆様にご出席いただいております。

それでは、令和5年度公共事業再評価について、事務局から説明をお願いいたします。

○菅原企画・評価専門監 それでは、事務局である総合政策課の菅原よりご説明申し上げます。

す。

初めに、資料2の1ページをご覧ください。

公共事業再評価につきましては、県の条例に基づいて実施してございます。その目的といたしましては、2の(1)に記載のとおり、公共事業の効率性、透明性向上のため、着手後一定期間を経過したものについて、事業継続の妥当性について再検討を行うものでございます。

評価の対象は、(2)の①から⑤に記載のとおりでございますが、今回評価いただく上半期の6事業につきましては、このうち①の5年未着工、②の10年未完了、③の再評価後5年未完了のいずれかに該当しております。

また、評価の基準につきましては、(3)の①から⑤に記載のとおりであります。

これら5つの基準に沿いまして、県としての自己評価を行い、再評価調書を取りまとめております。

次に、2ページをご覧ください。評価の流れをお示ししています。

下のフロー図をご覧ください。フロー図の2番にございます公共事業再評価調書及び要旨の公表、それから5番にあります県民意見聴取につきまして、調書及び要旨を公表の上、約1か月間、各事業への意見を募集いたしました。並行いたしまして、3番の知事から宮城県行政評価委員会への諮問を受けまして、本日4番に該当いたします公共事業評価部会での審議を行っていただくものです。

次に、3ページから4ページにかけまして、今回対象となる事業の評価調書の概要をお示ししておりますが、こちらにつきましては後ほど各事業担当課から詳細な説明がございませぬので、ここでは説明を割愛させていただきます。

次に、資料3をご覧ください。

資料3は、今年度上半期分の部会等の開催予定でございます。

本日の第1回部会終了後、8月7日に現地調査を行いまして、その後8月22日に第2回部会、9月19日に第3回部会を予定しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

次に、資料4をご覧ください。県民意見の提出状況でございます。

令和5年度公共事業再評価調書について、6月19日から7月18日までの1か月間、県民の皆様からのご意見を募集いたしました。

3の(1)と(2)にありますとおり、募集に当たっては県のホームページ、新聞、ラジオ、メールマガジン、フェイスブックに加えまして、県庁及び各地方振興事務所の県政情報コーナー、県議会図書室に加えて、それぞれの事業の施工地である市町村の広報に掲載していただくなど、周知に努めました。また、県民意見の募集ページから、県のホームページへ簡単にアクセスできるように改良したほか、ホームページ上で意見を提出いただけるように提出フォームを設けるなど、昨年度から改善を図っております。しかしながら、意見の提出はありませんでした。

続きまして、資料5をご覧ください。

こちらは、事前に委員から、費用対効果について県民にとって分かりやすい資料があると良いとのご意見がありましたので、各事業の便益の考え方について一覧にさせていただいた資料となります。

表の左から事業名、効果項目、効果概要、効果算出方法、効果を算出するために使用したマニュアルを記載してございます。

資料上部の農政部の事業では、それぞれの地区ごとに4つから5つの項目で便益を計上しております。資料下部の河川事業に関しましては、直接被害、間接被害合わせまして4つの

項目から便益を計上してございます。

効果算出マニュアルの右側の欄に記載している数値が、再評価調書に記載している効果項目ごとの便益の値となっております。

なお、便益の欄の下側に記載している便益の合計値につきましては、現在価値化した値となっているため、単純に表の便益を足した値とはなっていませんので、ご注意願います。

以上、公共事業再評価についての説明となります。よろしく願いいたします。

○郷古部会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等はございませんか。

特になければ、以上で議事（1）を終了いたします。

引き続きまして、議事（2）に入ります。

事業担当課から事業についてご説明いただき、質疑応答の時間を設け、6つの事業全体で、11時50分まで審議を進めたいと思います。

なお、事業の質疑応答の後に、本日の審議にて委員の皆様の了解が得られた場合については、継続妥当など、部会としての意見の大まかな方向をまとめる時間を設けたいと考えております。

最終的な審議の結果は、本日の皆様からのご意見を踏まえまして、今後開催を予定している第2回部会、第3回部会において決定したいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、農政部農村整備課からご説明をお願いいたします。

○大内農村整備課長 農村整備課の大内といいます。

各地区の説明に入る前に、農政部の事業の特徴だけご説明します。

これから農村整備課から2地区、農山漁村なりわい課から1地区の説明をさせていただきますが、これらは土地改良法による法手続きに基づき、地元から県営事業としての実施申請があり、県が代行して実施している事業でございます。そのため県と国だけでなく、市町村と農家の方にも事業費の負担をしていただき、事業を行っております。事前質問にもありましたが、県で事業は実施しますが、最終的に施設の管理は地元が行うこととなっておりますので、維持管理の考え方等が土木部と違うことを先にご説明させていただきます。

それでは、農業競争力強化基盤整備事業蕪栗沼地区より、担当班長から説明をさせていただきます。

○面来ほ場整備班長 蕪栗沼地区について、資料に基づいて説明させていただきます。

蕪栗沼地区ですが、事業費35億円で、平成23年より着手しており、令和6年度の完了を見込んでおります。令和5年度で13年目を迎えており、再評価の対象となった理由としましては、10年未完了でございます。主に沿岸部において東日本大震災の復興が集中的に実施されていた期間と重なっており、内陸部では進捗が図れなかった時期でもございます。

蕪栗沼地区は宮城県の中央に位置しております。昨年度、農地整備事業の再評価で審議いただきました田尻中央地区や名鱈地区と同じ大崎市でございます。

蕪栗沼地区の特徴としましては、マガン等の渡り鳥の飛来で知られており、ラムサール条約にも登録されております。蕪栗沼湿地の南側に接する地区であり、受益面積は146haでございます。

事業着手前は、写真にありますように区画が10aや20aと小さく、道路の幅員が狭いことに加え、用水路と排水路が兼用となっており、効率的な営農が難しい状況となっております。

そこで事業を活用し、水田の大区画化、汎用化、大型機械の導入が可能となるよう整備

を進めてございます。さらに、農地整備事業を契機に、分散しているほ場を集める農地の集積を進めており、より効率的な営農を目指してございます。

2ページをご覧ください。

事業の進捗ですが、令和4年度まで94%の進捗であり、主要な工事である区画整理工事は146ha全て完成し、既に営農可能な状態となっております。残すところ、暗渠排水工事12haと排水路の改修工事のみであり、完了の見通しは立っております。

ここで、10年経過しても完了できなかった理由について説明させていただきます。

調書の3ページをご覧ください。

理由の1つは文化財調査によるものでございます。地区の南側に三つの遺跡が存在し、現地調査の結果、確認調査等が必要になり、時間を要することになりました。

2つ目は、地区の一部において地下水位が高く、耕作条件の悪いエリアが確認されたことにより、新たに暗渠排水工25haが必要となったことです。これは建設工事費が増となった一つの理由でもございます。

3つ目でございますが、ラムサール条約登録地で特別保護区とされており、マガン等の渡り鳥の飛来時期には、朝夕の施工時間の制約や低騒音型の建設機械を活用するなど、環境に配慮した施工となったことです。特に、ポンプ場などの建物を建設する場合は、地盤沈下しないように基礎に杭を打ち込みますが、基礎杭を打ち込む際は振動や騒音が発生するため、時期や時間に制約がございました。

蕪栗沼周辺の特徴としては、日中はマガンの餌の採食地、夜間はねぐらとなっており、冬の期間は、田んぼに水を張る冬期湛水田の取組を行ってございます。冬期湛水田では、地域の自主的な取組として、低農薬や化学肥料の使用を極力控えた営農に取り組んでおり、マガンの休息する場所として、環境に配慮した稲作づくりを展開しております。

4つ目でございますが、東日本大震災で沿岸部の復旧・復興が集中的に実施され、予算や人員が沿岸部に重点的に配分され、大崎市を含む内陸部の事業進捗に遅れが生じたこととございます。

続きまして、(2) 事業費についてですが、物価変動や気候変動により、全体で10.5億円の増となっております。進捗状況につきましては、区画整理工146haは既に100%完了しております。

(5) 期待される効果としましては、用水路と排水路を分離することにより効率的な水管理が図られ、農地を大区画化することにより農作業の効率が上がることとなります。さらに、分散していた農地を地域の担い手へ既に84%集積しており、効率的な営農が進められてございます。

(6) 代替案との比較検討ですが、農地整備事業は土地改良法に基づく地域の方からの申請事業で、県営事業として県が代わりに進めているものでございます。事業の進捗も94%であり、残る工事を進める上で支障となるものはない状況でございます。事業を中止した場合、部分的に排水不良の水田が残ることや、排水路工事を取りやめると、地区の排水機能が低下することで営農に支障が生じてしまうこととなります。このため、地区完了に向け、引き続き進めていきたいと考えてございます。

(7) コスト縮減計画についてですが、施設計画の見直し、揚水機場と排水機場を一本化したことにより、約6,800万円の縮減を図りました。

(8) 費用対効果は、表の下段の費用便益比 (B/C) が、事業着手時の1.66より、今回の再評価時では1.14となっております。事業着手時との違いについては、物価変動の要因や作物の単価変更によるものとなっております。また、国の効果算定方法の改正等に伴い、

国産農産物安定供給効果の追加もごございます。建設費の増については、暗渠排水工や排水路工の追加によるものでございます。また、作物生産効果の減については、水稻の単価が下がったことによるものでございます。水稻の単価は、現在下落傾向にあり、平成22年度はキロ当たり221円でございますが、令和4年度の計画変更時では216円と下がっております。さらに、作付する作物が変更となっていることも要因の一つでございます。再評価時のB/Cとしましては1.14であり、1.0を十分に上回っておりますので、事業の効果は発現するものと考えております。

最後に、3の評価になりますが、県の対応方針としましては、事業継続を考えてございます。理由としましては、既に整備済みの農地について、確実に農作業の効率化が図られ、担い手への農地の集積も進み、事業効果は発現していることから、引き続き事業を進めていく必要があると認識してございます。

以上で、説明を終わります。

○郷古部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。委員の皆様からご質問、ご意見等ございませんか。庄子委員から意見などはございませんか。

○庄子委員 事前質問一覧の中で、ラムサール条約に基づいて特別な配慮がなされているので、そのあたりの効果等を記載してはどうかと吉田委員からご質問が出ていたと思っておりますが、そのあたりはどこかに盛り込まれていますか。

○面来ほ場整備班長 事前質問では、吉田委員からご指摘の効果が記載に盛り込まれると良いとのご意見はいただきましたが、現在、効果の中に盛り込んでございません。

○庄子委員 文章で書くこと等は難しいですか。

○面来ほ場整備班長 私から説明させていただきました、地域で取り組んでいる内容や、農薬、化学肥料を低減させていることは、文章に盛り込むことは可能でございます。ただ、効果の算出に対しては難しいです。

○庄子委員 定量的な評価はマニュアルで定められているため、難しいということですか。

○面来ほ場整備班長 そうなります。

○郷古部会長 ありがとうございます。吉田委員はいかがですか。

○吉田委員 私もそのように加えていただければ良いと思っておりますので、よろしく願います。

○郷古部会長 ありがとうございます。植松委員からはいかがですか。

○植松委員 特にありません。

○郷古部会長 ありがとうございます。それでは、本日ご参加の委員の皆様から、ある程度ご意見をいただいております。

初めに、1件目、農業競争力強化基盤整備事業（蕪栗沼地区）についてでございますが、ただいま庄子委員、吉田委員から再評価調書に記載されているラムサール条約について、文章表現の追加に関するご意見がございましたので、次回の部会までに、記載の追加作業をしていただき、ご説明いただければ良いと思っておりますが、よろしいですか。

○面来ほ場整備班長 はい。

それでは、蕪栗沼地区について、本日の審議を終わりたいと思っております。

次に、水利施設等整備事業（柴田地区）についてご説明をよろしく願います。

○渡邊水利施設保全班長 それでは、資料に基づきご説明させていただきます。

水利施設等整備事業（柴田地区）の評価対象理由といたしましては10年未完了となっております。現在、事業期間は11年を予定してございます。

まず、事業の概要についてですが、老朽化に伴う機能低下が懸念される農業水利施設（頭首工）の長寿命化対策を実施し、施設全体の機能回復を図り、用水機能を確保し、農業生産性の維持及び農業経営の安定化を図るものでございます。

今回、長寿命化対策を実施する施設は、位置図の最下部に記載のある葦神頭首工になりまして、こちらは県南を流れる白石川をせき止め、柴田町の農地約500haに用水を供給する施設となっております。

事業の内容につきましては、老朽化した葦神頭首工を整備補修するもので、左側の写真にありますとおり、取水ゲートなどの工事を実施してございます。

次のページをご覧ください。

事業の進捗状況につきましては、一番左上に記載のとおり、事業費ベースの進捗率は48.3%でございます。(2) 事業費につきましては、事業着手時の4.1億円に対しまして、今回は6.4億円と2.3億円の増となっております。事業費増加の要因といたしましては、物価変動の影響のほか、先ほどの写真にございました取水ゲートの工法変更によるものでございます。

取水ゲートについてですが、当初は老朽化した木製の扉体、扉の部分のみを鋼製の扉に交換する部分的な更新を行う計画としておりましたが、河川管理者と協議を行いました結果、現在の設計基準に合致するように、取水ゲート全体を更新するため、事業費が増となっております。結果としまして、工法変更で事業費が7,000万円ほど増加したほか、設計の見直し等が必要になったことに伴いまして工期が延伸したものでございます。

また、本地区の特徴といたしましては、事業箇所が、一目千本桜として県内有数の桜の名所となっております。花見シーズンが始まる前の3月には工事を完了して、重機を撤去する必要があることも、事業工期が伸びた一因となっております。

(3) 事業の進捗状況についてでございますが、表の右側、完成時の事業内容に記載のうち、未完了の工種が洪水吐ゲート4門と建屋工一式となっております。こちらにつきましては今年度と来年度に工事を実施しまして、事業完成の予定となっております。

(4) 事業を巡る社会情勢等についてでございますが、葦神頭首工の取水区域では、ほ場整備槻木地区を含む2地区が完了してございます。現在は葉坂地区ほか4地区を実施してございまして、用水末端のほ場条件整備を計画的に推進してございます。地元関係者、農家の方々からは、事業効果の早期発現に向けて期待が寄せられている状況となっております。

(5) の期待される効果でございますが、農業用水が安定的に供給されることにより、取水区域における農産物の品質及び収益の安定化等の効果が期待されます。

(6) の代替案との比較検討につきましては、残事業が洪水吐ゲートと建屋工の整備補修のみとなっております。仮に事業を中止した場合、それらの未整備箇所について機能が維持できず、事業効果が十分に発現しないことから、代替案はないと考えてございます。

(8) の費用対効果につきましては、費用便益比(B/C)が1.47となっております。農業用水の安定供給による作物生産効果及び国産農産物安定供給効果を見込んでございます。

最後に、資料最下部の3、評価につきましては、現在県の対応方針案としまして、事業継続といたしております。理由につきましては、事業を中止した場合、未整備箇所について機能維持ができず、事業効果が十分に発現しないことから、引き続き事業を進めていく必要があると考えてございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 郷古部会長 ご説明ありがとうございました。
- ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見いただきたいと思います。委員の皆様からいかがですか。吉田委員お願いします。
- 吉田委員 治水機能も発揮できれば加えていただきたいと意見を申し上げたと思いますので確認ですが、それは期待される効果に書かれましたか。
- 渡邊水利施設保全班長 治水機能に関しましては、先ほどの蕪栗沼地区同様に、B/Cの数字上は見込めないものの、機能が適正に維持されることで、安定した治水機能が発揮できると、調書に書かせていただいております。
- 吉田委員 加えていただいたとのことで良いですか。
- 渡邊水利施設保全班長 そうです。
- 吉田委員 はい、分かりました。ありがとうございました。
- 郷古部会長 そのほかいかがですか。
- 庄子委員 1点質問します。事業が令和6年度に完成予定とのことで、先ほどの話を聞いてもおそらく、2年後に終わるのかと思いましたが、事業費ベースでの進捗率が48.3%とありますが、これから残りの50%の支払いが行われるのですか。
- 渡邊水利施設保全班長 今年度と来年度に県が工事を発注しまして、民間の業者に工事をしていただくのですが、工事の契約を結びまして、工事の整備補修が終了した段階で事業費を業者にお支払いしますので、事業費ベースでも100%に上がる予定となっております。工事を数件発注して完了予定でございます。
- 庄子委員 この事業は工事をするまでの準備に結構時間を要したと捉えていいですか。
- 渡邊水利施設保全班長 工事をする前の設計段階において、河川協議等の対外調整により、部分的な改修だったゲートが全体改修に変更となったことなど、設計段階での変更により時間を要したため、結果的に事業着手から10年を超過する状況になってございます。
- 庄子委員 今後2年間で工事は終わる見込みですか。
- 渡邊水利施設保全班長 工事はあと数件のみですので、よほどのことがなければ来年度に完了ということになってございます。
- 庄子委員 分かりました。ありがとうございます。
- 郷古部会長 ゲート等を作る工程について、工場での作成は終わったが、現場に設置する工事がまだ残っているということですか。
- 渡邊水利施設保全班長 そうです。川横幅全体をせき止めているメインのゲートの補修が残ってまして、現場で引き揚げての塗装のし直し、ゴムの交換等の部分が残っております。
- 庄子委員 分かりました。ありがとうございます。
- 郷古部会長 そのほかよろしいですか。
- 柴田地区についてご説明いただきました。既に吉田委員からお話があった件については、調書に記載済みとのことでございます。
- それでは、この柴田地区については事業継続妥当の方向で部会としての意見をまとめたいと思いますがよろしいですか。ありがとうございます。
- それでは、以上で農政部農村整備課の審議を終了させていただきます。
- 高橋行政評価班長 それでは、次の事業の審議に入ります。委員の皆様、よろしいですか。
- それでは、まず担当職員の紹介をさせていただきます。
- 農政部農山漁村なりわい課長の小野寺淳でございます。
- それでは、郷古部会長、よろしくお願いたします。

○郷古部会長 続きまして、農政部農山漁村なりわい課から事業についてご説明をいただきます。その後、質疑応答の時間を設け、審議を進めたいと思います。

こちらも、本日の審議にて委員の皆様のご了解が得られた場合については、継続妥当など、部会としての意見の大まかな方向をまとめる時間を設けたいと考えております。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○小野寺農山漁村なりわい課長 農山漁村なりわい課の小野寺でございます。よろしくお願いいたします。

柳田峠2期地区の公共事業再評価調書及び公共事業再評価説明資料をご覧ください。

それでは、説明させていただきます。

柳田峠2期地区は農村整備事業でございます。場所は県南の丸森町、福島県との県境に位置しています。採択年度は平成27年度、完成目標年度は令和7年度、全体事業費は10億9,000万円でございます。農道総延長は2,114m、道路の計画幅員は全幅で6m、有効幅員は5mとなっております。

事業概要でございますが、再評価調書1ページから3ページが事業概要になります。本地域の農業形態は、水稻を基幹作物として、野菜、果樹、酪農を取り入れた複合経営となっております。地域における農産物流通の合理化を図るほか、地域の生活道路として整備されることにより、一般車両走行の安定化と自然災害時の地域防災力の強靱化を図り、中山間地域のコミュニティの持続性を向上させるものでございます。

公共事業再評価の理由でございますが、再評価調書の3ページとなります。事業再評価の理由は、事業開始から5年間の未着工でございます。これは、本事業の着工に対して態度を保留していた地権者が存在したため、設計の見直しと用地買収に着手できなかったことに加えまして、令和元年東日本台風により本地域も被災したことから、地区内現況地形の変形及び用地杭流出などにより再測量が必要となったため、用地買収手続等が遅延し、工事に着手できなかったものでございます。

なお、本路線は農道としての機能はもとより、地域住民の生活道路ともなっていることから、必要不可欠な路線であり、本路線に代わる代替路線はありません。また、令和2年度までに用地買収は全て完了し、今年度から着工に向けて準備を進めております。

次に、事業の進捗状況でございます。再評価調書の3ページをご覧ください。

令和4年度まで、地質調査、詳細設計、用地費及び補償費等で1億6,000万円を執行しており、事業費ベースの執行状況としましては14.7%です。工事費は未執行の状況でございます。

説明資料(3)の事業量ベースの進捗状況は0%でございます。これは、用地買収が全て完了しない状況での工事着手はできなかったことによるものでございます。

事業を巡る社会経済情勢でございます。再評価調書3ページから4ページをご覧ください。事業の必要性、事業の効率性に関して説明いたします。

本路線は、防塵舗装はされているものの、幅員が狭小であることに加え、丘陵地帯であるため急勾配箇所が多く、農耕車両のすれ違いが容易でないことや、農作物の出荷先となるJA倉庫への迂回搬出、堆肥センター等への運搬・搬出についても大型車両が使用できないなどの課題を抱えております。また、先ほどもご説明しましたが、本地域では水稻や野菜、牧草などの飼料作物が作付されておりますが、農家の高齢化や人口減少に伴い、耕作放棄地の増加が懸念されております。

さらに、本路線は農道としての機能はもとより、農畜産物、飼料等の搬出入に重要な路線であるとともに、地域住民の生活道路として必要不可欠な路線となっており、幅員狭小

で道路線形も蛇行しており、安定かつ安全な走行が困難となっております。

したがって、農道の拡幅、改良、舗装等を一体的に整備し、営農上の走行経費の節減など、品質向上や農業生産性の向上及び農畜産物流通の合理化を図り、車両走行の安定性、安全性向上のため、早期整備を沿線地元関係者からも強く求められております。

事業効果ですが、再評価調書4ページ、事業の有効性等をご覧ください。

本事業により、農産物の輸送時間・距離の低減、輸送手段の大型化、農産物流通の合理化、農作業の機械化による労働時間の短縮、効率化が図られます。

また、本地域は中山間地域であることから、地域住民の生活道路として整備されることで安全性、利便性、快適性の農村環境の改善が図られることが期待されます。さらに、本路線は、令和元年東日本台風時においては、県道丸森霊山線及び丸森梁川線が被災により寸断されたため、孤立した筆甫地区への唯一の迂回路の役割を果たしており、山間地域における災害時の地域防災路線としての役割が期待されます。

次に、費用対効果でございます。再評価調書4ページから5ページの事業の効率性をご覧ください。

事業着手時は、費用便益比が1.61でしたが、農林水産省の効果算定手法の改定がございまして、現時点においては1.89となっております。これは、品質向上効果、営農に係る走行経費節減効果、一般交通等経費節減効果の効果が増加したものでございます。

最後に、本路線の整備により、農産物流の合理化、農作業機械の大型化、農村環境の改善、災害時の代替路線としての機能向上につながるるとともに、地域住民の生活道路にもなっており、必要不可欠な路線でありますことから、事業を継続させていただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○郷古部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等をいただきたいと思います。吉田委員、お願いします。

○吉田委員 確認ですが、便益項目の中の営農に関わる走行経費の節減の効果ですが、これは農業の内容、作物の種類等々に依存するものですか。時間価値で測っていると思いますが、より付加価値の高い作物であれば、時間価値が高まる算定の仕組みになっていませんか。

○小野寺農山漁村なりわい課長 これは、現在、防塵舗装等、簡単な舗装になっておりますので、舗装されることによって、走行経費等が改善される効果の算定になっており、作物ごと等の効果ではありません。

○吉田委員 時間短縮の便益ではないということですか。

○小野寺農山漁村なりわい課長 時間短縮の便益もございます。

○吉田委員 時間短縮も含まれるとすると、特にこの農道を利用される農家の方で、付加価値の高い作物等、あるいは畜産等もそうだと思いますが、便益項目では測れない効果は考えられますか。なければ結構だと思いますが、あるのであれば、どこかに記載したほうが良いと思います。以上です。

○郷古部会長 現在、調書に記載はないとの認識でよろしいですか。

○小野寺農山漁村なりわい課長 表の下に記載がございます。評価調書の5ページです。

○郷古部会長 現在の便益の中で品質向上効果があって、その説明には作物生産の立地条件が改良又は維持されることに伴う生産物の品質への影響に対する効果があるので、吉田委員のご質問については、こちらに掲載されていると考えてよろしいですか。

○小野寺農山漁村なりわい課長 はい。

- 郷古部会長 そこをご説明いただけると良いと思います。いかがですか、吉田委員。
- 吉田委員 了解しました。
- 郷古部会長 そのほかの委員の皆様からご質問、ご意見等ございますか。植松委員、お願いします。
- 植松委員 今回の6つの事業に関しては概ね了解していますが、この事業のみ気になってい

ます。
この事業は本当に必要ですか。写真を見てこの道路を舗装したとして劇的に変わるのか疑問に感じます。機械的、仕組み的な算定上だと便益が出るのかもしれませんが、本当に必要ですか。ここに住んでいらっしゃるの50世帯と書いていますが、私の感覚からすると、50世帯に20億円かけることについて疑問に思います。50世帯といっても、現時点で50世帯であり、おそらく50世帯から減少していくと思います。この道路は本当にそれほど重要ですか。期待される効果も、地域住民のためと記載があり、そのとおりではあります、50世帯なので、宮城県全体から考えたら、何故その50世帯のために20億をかけるのか疑問に感じます。

- 小野寺農山漁村なりわい課長 当然そのような考えになることも理解できますが、実際酪農等も現地等でされている関係で大型ローリー車や、堆肥を積んだトラクターを使った大型機械も入ってきており、慎重な運転が求められることもございますし、実際現地もすれ違いができないような状況になっているほか、道路線形も蛇行しており、対向車が来るかどうかを慎重に確認しながら走行しているのが実態です。また、出会い頭となった場合、どちらかが退避できるところまでバックで戻っている実態がございまして、おっしゃるところも理解できますが、実際の営農上は、大型機械等を使用していることに関して不便を来している実態がございます。
- 植松委員 不便だというのは分かりますが、不便でも現在通行できているのであれば、そのままが良いと思います。予算が限られている中で考え方として最も伸びるところにお金を使うことが最も大事だと思いますが、それがこの事業となるか疑問に思います。限られた予算の中で、最も宮城県として発達するところにお金を使うべきで、50世帯に20億円使う価値があるか疑問に感じます。現時点で通行できているのであれば、そのままでも良いと思います。ここに20億円をかけることによって、本当に宮城県の酪農が変わるのであれば、対向車両が通るような形にすることも良いのかもしれないですが、変わるのか率直に疑問に感じます。既に用地を買収しており、意見をしても無駄なことは分かりますが、50世帯で何人住んでいらっしゃるのか知りませんが、そこに対して20億円をかけるのではなく、ほかのところに20億円を使ったほうが良いのではないですか。

○郷古部会長 担当課からコメントなどはございますか。

- 小野寺農山漁村なりわい課長 おっしゃることは理解した上でお話しします。もともとは、1期地区と2期地区の1路線で採択されていますが、1期地区と2期地区に分けて事業を実施してきた事情があります。1期地区に関しては、平成15年で確かに終わっていますが、1期地区が終わってから国の事業の見直し等があって、一旦事業が中断されています。もともとの事業効果は、1期地区と2期地区合わせて1本で発現される計画で当初進めていたので、1期地区は1期地区で確かに成立はしていますが、この2期地区ももともとの地域と1期地区、2期地区も含めて事業をしますとの説明、約束の下に土地改良法手続きを行い進めてきたものであります。

確かにおっしゃっている話は当然分かります。本当に必要なのか、現在のままでも良いのではないかとの意見について理解はします。人口が減っていくのかも分からないのです

が、この中山間地域において、農業を持続していただくためには必要なものと私たちは考えております。

○郷古部会長 いかがですか。

○庄子委員 では、私からも発言します。この事業は農村整備事業ですので、農業を維持していくため等、農業をスムーズに行うための事業として位置づけられています。しかし、郷古部会長も事前質問で示していますが、迂回路としての有用性等の防災に関する部分が事業の効果としては大きいと、私は考えています。なので、農村整備事業ではありますが、この4番目に記載のある効果の部分について、代替路線として期待されるだけでなく、どの程度の効果が見込まれるのか、どこまで書けるのか分かりませんが、そのあたりの有意義な部分、意義を打ち出せると少しは良いと思いましたが、いかがですか。

○小野寺農山漁村なりわい課長 前段のほ場整備等にも共通しますが、我々の中で効果として見込める項目がマニュアル上での費用算定の項目に無いため、その部分に関しては当然計上できませんが、庄子委員がおっしゃるとおり、農業のための道路でもありますし、評価調書内の効果には現れないのですが、私たちらわい課で実施している事業は、農村地域の整備という、農村地域に暮らしてもらい、コミュニティを持続していただくという目的も、当然ございますので、少し費用としては算出が難しくもありますが、その効果的なものに関しては庄子委員のおっしゃっているとおりでございます。

○郷古部会長 吉田委員お願いします。

○吉田委員 私も感覚的にはそのように感じますが、今議論しているのは、便益と費用が数字で示されて、費用便益比が1を上回っている状況ですので、数字を見る限り、事業の妥当性は継続すべきという判断だと思います。現在、十分なB/Cが出ていなければ、この事業の継続について議論の余地はあると思いますが、既にこの数字で固まっている以上、この事業は合理的に継続されるべきものと判断するしかないと思います。便益の計測にやや甘い見通しの下で積み上げている等、そういうことがあれば説明が必要だと思いますが、この数字が確固たるものであれば、私はこれで判断すべきだと思います。

○郷古部会長 ありがとうございます。

昨年度の公共事業評価部会の審議でもありましたが、今回県で調書を作っていただいて、費用対効果も含めて、県で考えている事業継続の基礎資料等が妥当であるかを見極めることも我々の仕事の一つだと思いますので、吉田委員がおっしゃったとおり、今回は事業継続として判断すべきだと思います。

一方で、先ほど植松委員がおっしゃった、この部会の中では少し次元の違うところもありますが、それだけのお金をかける意味合いがあるのかは、少し根本的なところもございます。そこについては、現在のルールに則った費用対効果の算定手法で、今回算定されているものでございます。

本事業は事業完了が令和7年度予定となっておりますが、植松委員がおっしゃったように、可能な限りコストを縮減する努力は続けていただかないと駄目かと思っておりますので、この部会としては継続妥当とした上で、さらにコスト縮減等に努めることと附帯意見をつける方向ではどうかと思っておりますが、いかがですか。(出席委員頷く)

様々なご意見等あると思いますが、それでは、附帯意見を付けて、事業継続妥当の方向で進めていきたいと考えております。

それでは、よろしければ、以上で農政部の審議を終了させていただきます。

続きまして、土木部担当の事業になります。よろしくをお願いします。

○高橋行政評価班長 それでは、次の事業の審議に入ります。

まず、担当職員の紹介をさせていただきます。

土木部河川課長の長谷川清人でございます。

河川課技術副参事の石達直樹でございます。

河川課企画調査班長の東海林宏幸でございます。

それでは、郷古部会長、よろしくお願ひいたします

○郷古部会長 続きまして、土木部河川課から事業について説明をいただいた後、質疑応答の時間を設け、審議を進めたいと思います。

こちらにつきましても、事業の質疑応答の後に、本日の審議にて委員の皆様の了解が得られた場合については、継続妥当など部会としての意見の大まかな方向をまとめる時間を設けたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○長谷川河川課長 事業を担当してございます河川課の長谷川でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料7の7ページをご覧ください。

事業名は、南沢川総合流域防災事業、国土交通省所管の補助事業でございます。全体事業費は59億円、事業採択年度は平成13年度、完成目標年度は令和20年度でございます。前回評価時から10年延伸してございます。評価対象理由は、平成22年度の前回評価時から5年経過し、事業継続中のためでございます。

続きまして、事業目的でございます。北上川左支川の南沢川は、河道狭隘部や北上川本川の水位上昇の影響により、浸水被害が頻発してございます。このため、堤防の嵩上げ、河道の掘削を実施し、治水安全度を向上し、沿川の浸水被害の軽減を図るものでございます。

河川改修延長は3,800mで、今回上流区間を700m延伸しております。国道45号接続部より下流は概成しており、下流部の2,200mは国が事業を行ってございますので、再評価の対象外となっております。

左下の写真は、令和元年東日本台風の被害状況でございます。南沢川からの越水による国道の冠水状況や、住宅の浸水状況が確認いただけます。

続きまして、8ページの事業の進捗状況についてご説明いたします。

南沢川は、令和2年度より個別補助事業化し、重点的に事業を進めてございます。現在は、中流部の堤防嵩上げや河道掘削工事、上流部の設計を進めてございます。

次に、(2) 事業費でございます。前回評価の44億円から今回59億円となり、道路橋の数量増等に伴いまして15億円増額してございます。

続きまして、(3) の事業の進捗状況でございます。令和4年度までの事業費ベースの進捗率は71.5%でございます。

次に、(4) 事業を巡る社会経済情勢等でございます。過去に幾度も浸水被害が発生しており、近年でも平成21年の台風18号や令和元年東日本台風により甚大な浸水被害が発生してございます。令和元年東日本台風では、重要な幹線道路である国道45号や沿線の県道、市道も通行止めになる等、交通途絶に伴う周辺地域を含めた波及被害も発生してございます。また、下流部の病院も浸水し、社会経済活動に大きな影響を及ぼしてございます。

次に、(5) 期待される効果でございます。国道45号接続部より下流は概成しており、治水安全度20分の1が概ね確保されてございます。国道45号接続部より上流については、令和20年度までの完成を目指しており、事業の進捗に伴い浸水被害の軽減が期待されます。

続いて、(6) 代替案との比較検討でございます。現河川改修が最良の案として計画され、

現時点でも最良と考えられますので、代替案はございません。

次に、(7) コスト縮減計画でございます。堤体材料について、他工事の発生土を有効利用するなど、コスト縮減に努めてまいります。

次に、(8) 費用対効果でございます。費用便益比 (B/C) は、前回評価時の1.12に対し、今回は7.29となっております。このB/Cの増加は、便益の増が大きく影響してございます。9ページで便益の変化要因についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

グラフの縦軸は総便益、総費用、横軸は前回評価、今回評価の旧マニュアルでの算定、現行マニュアルでの算定の3パターンを比較してございます。左側の濃い青色グラフが総事業費、右側の色分けされているグラフが総便益でございます。凡例で示しておりますように、総便益の内訳は一般資産、農作物、公共土木、農地農業用施設、間接被害の5種類で色分けをしてございます。グラフを比較しますと、それぞれのケースにおいて便益が増加していることが分かります。

この便益の増加要因は2つございます。要因①といたしまして、治水経済マニュアルが令和2年度に改定されたことによるものでございます。改正点は2つございまして、1つは農地農業用施設の被害額の算定方法が変更になってございます。この変更により、特に農地面積が多い河川で便益が増加してございます。2つ目は、近年の水害データを基に被害率等が変更されております。便益ごと、かつ浸水深ごとに被害率が決まっておりますが、総じて高くなってございます。

要因②といたしまして、便益算定精度の向上と基本データの更新でございます。氾濫解析により、これまで氾濫区域と浸水深の算出精度が向上しております。氾濫が発生しない流量を精査し、高頻度で発生していた小規模氾濫による被害額も算定してございます。

8ページにお戻りください。

最後に、評価についてご説明いたします。対応方針案でございますが、整備済み区間については浸水被害が軽減され、着実に事業効果が発現してございます。未整備区間についても事業を進めていく必要がございますので、対応方針として事業継続と考えております。南沢川については以上です。

○郷古部会長 ありがとうございます。では、引き続き説明をお願いします。

○長谷川河川課長 それでは、続きまして10ページをご覧ください。

事業名は、雉子尾川総合流域防災事業、国土交通省所管の補助事業でございます。全体事業費は45億円、採択年度は昭和35年度、完成目標年度は令和20年度でございます。前回評価時から10年間延伸しております。評価対象理由は、平成20年の前回評価時から5年経過し、事業継続中のためでございます。

事業目的でございます。雉子尾川流域の丸森町金山地区は、これまで阿武隈川の背水の影響と雉子尾川の出水により多大な洪水被害を受けていることから、築堤や川の掘削を実施して、沿川の治水安全度の向上を図るものであります。

河川改修延長は6,557mになっており、石神橋より下流は概成してございます。中央の写真は、石神橋より上流を望んだ現況写真でございます。右側の写真は、現在施工中の樋管の施工状況でございます。

続いて、11ページに記載している事業の進捗状況についてご説明いたします。

事業内容でございます。令和2年度より個別補助事業化し、石神橋から三代河原橋までの1.6km区間を重点的に整備することとし、現在は橋梁や樋管等の構造物の工事を優先的に進めてございます。

次に、(2) 事業費でございます。前回評価の30.8億円から今回45億円となり、樋管樋門

の数量増等に伴い14.2億円増額してございます。

続いて、(3) 事業の進捗状況でございます。令和4年度までの事業費ベースの進捗率は74.2%でございます。

次に、(4) 事業を巡る社会経済情勢等でございます。過去に幾度も浸水被害が発生しており、近年でも平成27年関東・東北豪雨や、令和元年東日本台風により甚大な浸水被害が発生してございます。令和元年東日本台風による洪水氾濫では、未改修区間から越水・溢水し、広範囲にわたり浸水被害が発生してございます。重要な幹線道路である国道113号や沿線の町道も通行止めになる等、交通途絶に伴う周辺地域を含めた波及被害も発生してございます。

次に、(5) 期待される効果でございます。石神橋から下流については概成しており、治水安全度10分の1が概ね確保されてございます。石神橋から三代河原橋までの1.6km区間については、令和10年度までの完成を目指しており、事業の進捗に伴い浸水被害の軽減が期待されます。

続いて、(6) 代替案との比較検討でございます。現河川改修が最良の案として計画され、現時点でも最良と考えられますので、代替案はございません。

次に、コスト削減計画でございます。築堤材料について、他工事からの発生土を有効利用するなど、コスト削減に努めてまいります。

次に、(8) 費用対効果でございます。費用便益比 (B/C) は、前回評価時の1.85に対し、今回は12.18となっております。このB/C増加要因については、12ページをご覧くださいと思います。

総便益の増加につきましては、先ほどの南沢川と同様でございます。いずれにおいても便益が増加していることが分かります。便益の増加要因は、先ほどと同様な内容でございます。

11ページにお戻りください。

最後に、評価についてご説明いたします。対応方針案でございますが、整備済み区間については浸水被害が軽減され、着実に事業効果が発現してございます。未整備区間についても、事業を進めていく必要がございますので、県の対応方針としましては、事業継続を考えてございます。雉子尾川については以上でございます。

- 郷古部会長 ありがとうございます。それでは、引き続き小田川についてお願いします。
- 高橋行政評価班長 事務局です。現在途中でございますが、福本委員が出席されましたので、ご紹介させていただきたいと思います。改めまして、委員をお願いしております福本潤也委員でございます。よろしく申し上げます。
- 福本委員 よろしく申し上げます。
- 郷古部会長 では、引き続き河川課から小田川のご説明をよろしくお願いいたします。
- 長谷川河川課長 それでは、資料7の13ページをご覧ください。

事業名は、小田川総合流域防災事業、国土交通省所管の補助事業でございます。全体事業費は91.5億円、採択年度は昭和50年度、完成目標年度は令和40年度でございます。前回評価時から20年間延伸しております。評価対象理由は、平成22年度前回評価時から5年経過し、事業継続中のためでございます。

事業目的でございます。阿武隈川左支川の小田川は、河道狭隘部や阿武隈川本川の水位上昇の影響により、浸水被害が頻発してございます。このため、堤防の嵩上げや河道掘削等を実施し、沿川の浸水被害の軽減を図るものでございます。

河川改修延長は3,750mで、下流部の小田川水門から住社橋までの0.5kmは完成してござい

ます。右下の写真は、令和元年東日本台風直後の航空写真でございます。角田市街が広範囲に浸水している状況が確認されます。

続いて、14ページの事業の進捗状況についてご説明いたします。

事業内容でございます。小田川水門から阿武隈急行線までの1.45km区間は国土強靱化予算を活用し整備を進めてございます。今年度は、沼南橋の架け替え工事や築堤・護岸工事を実施する予定となっております。

次に、(2) 事業費でございます。前回評価の44.6億円から今回91.5億円となり、残事業費の精査や労務・物価上昇に伴い、46.9億円を増額してございます。

続いて、(3) 事業の進捗状況でございます。令和4年度までの事業費ベースの進捗は27.7%でございます。

次に、(4) 事業を巡る社会経済情勢等でございます。過去に幾度も浸水被害が発生しており、近年でも平成29年豪雨や令和元年東日本台風により甚大な浸水被害が発生してございます。令和元年東日本台風における洪水氾濫では、幹線道路である県道越河角田線や市道が冠水し通行止めとなる等、交通途絶に伴う周辺地域を含めた波及被害が発生してございます。角田市街地も広範囲に浸水し、社会経済活動に大きな影響を及ぼしてございます。

次に、(5) 期待される効果でございます。小田川水門から住社橋までの約0.5km区間は完成しており、治水安全度10分の1が確保されております。住社橋から阿武隈急行線までの約1.0km区間は、令和7年度までの完成を目指しており、事業の進捗に伴い浸水被害の軽減が期待されます。

続いて、(6) 代替案との検討でございます。現河川改修が最良案として計画され、現時点でも最良と考えられますので、代替案はございません。

次に、(7) コスト縮減計画でございます。築堤材料について、他工事からの発生材を有効利用することにより、コスト縮減に努めてまいります。

次に、(8) 費用対効果でございます。費用便益比 (B/C) は、前回評価時の1.12に対し、今回は5.65となっております。このB/Cの増加につきましては、15ページをご覧くださいと思います。

総便益の増加につきましては、これまでの2河川と同様でございますが、一番右側の現行マニュアルグラフで、緑色の農地農業用施設の便益が大きく増加してございます。これは、小田川が特に農地面積が広いことが要因となっているものと考えてございます。便益の増加要因は、これまでと同様でございます。

14ページにお戻りください。

最後に、評価についてご説明いたします。対応方針案でございますが、整備済み区間については浸水被害が軽減され、着実に事業効果は発現してございます。未整備区間についても事業を進めていく必要がございますので、県の対応方針としましては、事業継続を考えてございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○郷古部会長 ご説明ありがとうございました。3件続けてご説明いただきました。

それでは、1件ごとに皆様からご意見を伺っていきたいと思います。

初めに、南沢川総合流域防災事業についてですが、委員の皆様方からご意見、ご質問等はございますか。庄子委員はいかがですか。

○庄子委員 この事業に限りませんが、令和元年東日本台風で、整備が終わったところの被害は軽減できていて、整備できなかったところに被害が出ているとすると、一刻も早く、どの事業も完成を目指すべき事業だと感じますが、完成目標年度がそれぞれ令和40年、20年と先になっていて、仮に私がこのあたりに住んでいた場合、少し不安を感じてしまうと

ころがありますが、早期完成に向けての取組等について、工夫されているところ等があれば記載していただきたいと思いますが、いかがですか。

○長谷川河川課長 ただいまのご質問、ご指摘にお答えいたします。

今年度評価させていただきました南沢川、雉子尾川は、これまで通常の補助事業で事業を進めてきましたが、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けまして、個別事業で予算を確保できる事業に、国に申請をしまして、被害が甚大な河川については個別事業で集中的に事業費を確保していただくよう要望し、その要望が認められて、現在事業を進めてございます。

しかし、事業費を短期間に全て使うことは難しく、工事を進めるにも、物理的にも施工する量は決まっておりますので、なるべくそのような事業の採択をお願いしている中で、事業費を必要な分積み上げて、事業を進めていくことを努力してまいります。時間がある程度かかることはご理解いただきたいと思いますが、県としては、事業費を確保できるよう個別事業に格上げをお願いして取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○庄子委員 分かりました。ありがとうございました。個別事業化は、事業効果の早期発現のためなのですか。

○長谷川河川課長 通常、河川改修は交付金事業で複数の河川を登録してございまして、その中で県がある程度の裁量で事業費をつけていく、県が自らどの河川に幾ら振り分けるかを選択できるやり方をしておりましたが、個別事業化は、一つの河川に事業費をしっかりとつけると、全体で確保するのではなくて、一つ一つの河川に必要な額を申請して、補助をもらう事業制度になってございます。

○庄子委員 分かりました。個別事業化することで、事業が着実にかつ早く完了することが県民の方にも分かると思いしました。

○長谷川河川課長 少し調書等で分かりやすい記載の工夫を考えてみたいと思います。

○庄子委員 個別補助事業化が、私自身も少し理解できていなかったもので、説明があると分かりやすいと思いしました。ありがとうございました。

○郷古部会長 ありがとうございます。そのほかご意見、ご質問等いかがですか。

○植松委員 全体的なことですが、全体事業費が上がるのはやむを得ないと思いますが、事業の進捗状況にコスト縮減計画等が書いてあり、前回評価時も同じようなことが書いてあると思いますが、縮減計画を立てた後でどの程度効果があったかを出せますか。縮減計画を履行して縮減した上で、これぐらい全体事業費増えていることについて、計画が履行されたか説明できますか。

○長谷川河川課長 これまで実施した工事内容をしっかり確認してみないとなりませんが、築堤材料を新たに購入するよりは、他工事から運搬して持ってくるほうがコスト縮減には確実になると思いますので、そこについては確認をして数量的に表現できるか、検討させていただきます。

○植松委員 資料に記載のあるコスト削減内容は計画なので、これから結果が現れるものと思っています。ただ、前回評価時も縮減計画を立てていると思います。私は前回評価時に参加していないので分かりませんが、計画を立てた後は、実績と比較してチェックして、その上で次アクションをとらなくてはならないと思いますが、前回評価時は何を計画して、その実績はどうなったかが気になります。事業費が増えるのはやむを得ないと思いますが、削減している努力を数字で表せるのかをご説明願います。

○郷古部会長 ありがとうございます。担当課から回答いただけますか。

○長谷川河川課長 数量としてしっかり計画を立てているのか、工事単位でやっているのか、

把握していないところがございます。当初予定していたものに対して、どれだけ縮減が図られたかを本来チェックするべきであって、それを次の計画に反映させるというのが通常でございますので、その部分がどこまでしっかりやれているか、今後やれるかは検討させていただきます。

○植松委員 はい、前回何を計画したかはお存じですか。

○長谷川河川課長 少々お待ちください。

○植松委員 時間がかかるのであれば大丈夫です。しかし感情的には計画したのであれば、最低限どういう計画かと現在の進捗を知っていただきたいです。その上で事業費が増えるのは止むを得ないと思うので。

○長谷川河川課長 はい、前回評価時の調書では基本的なコスト縮減計画として、築堤材を流用してコスト縮減を図ると記載してございました。その中で、築堤材の割合について、全体の3割に流用土を使うことで、概ねの縮減の金額を目標として記載してございました。これに対して、今回どれだけ履行されたかまでは確認してございませんでしたので、改めて確認して、記載できれば記載させていただきたいと思います。今後も計画、量等の記載できるものがあれば、しっかり計画を記載させていただきたいと思います。

○植松委員 ありがとうございます。お忙しいと思いますが、前回の計画と実績を見た上で、今回の計画を立てるべきで、このようなことをやらないと、築堤材を流用する計画を前回立てているから、今回も同じように記載すれば良いになってしまうので。難しいかもしれませんが、行っていただいたほうが良いと思いました。

○郷古部会長 ありがとうございます。それでは、これは次回の部会までに一度ご検討いただき、ご説明いただくことにしたいと思います。

河川課の事業について全体的なご意見をお伺いしましたが、そのほかに委員のみなさまからご意見などはございますか。

○吉田委員 最初に、庄子委員がおっしゃられたことですが、私も県としての水害が深刻化していることに対する姿勢を書きいただきたいと思います。事業の完成が遅れて再評価していますが、一方で緊急度が増しているので、可能な限り早める姿勢を示していただきたいと思います。個別事業化という表現が非常に分かりにくく、公共事業なので、予算が縮減される中で緊急性に応じて選択と集中は必ず行われており、河川事業の中でも選択と集中を考えて、緊急性の高いところに集中的に投資していくことを記載していただきたいと思います。

○郷古部会長 ご意見ありがとうございます。そちらは担当課で対応いただけますか。

○長谷川河川課長 記載の工夫をさせていただければと思います。

○郷古部会長 ありがとうございます。

これは部会としての、私も含めて委員の方々の総意だと感じておりますので、第2回、第3回の部会の中でも、ご検討いただいた中身も含めて、ご議論いただければいいと思います。福本委員からは何かございますか。福本委員、お願いします。

○福本委員 変化要因ということで、①と②の2つを示していただきました。①の変化要因が非常に大きいですが、何故前回まで便益が非常に小さく、今回非常に大きくなっているのかについて、降雨の想定が変わっているのか、あるいは単純に降雨の想定は同じだが、氾濫解析の関係なのか等、そのあたりを図面等で示していただくことはできますか。

○長谷川河川課長 資料8の6ページをご覧くださいと思います。

こちらは、要因①の治水経済調査マニュアルが改定されたことによる具体的な考え方の違いを比較したものでございます。上段の平成17年4月は旧マニュアルとして書いてござい

ますが、公共土木の被害というのは、一般被害に対してある一定の割合を足し込んだもの、また農地や農業用施設も、一定の割合を一般被害として定率で算出して、一般被害に対しての公共土木施設被害が169.4%となる算定式で前回のマニュアルは作られています。

それに対しまして、下段の治水経済マニュアルは令和2年4月に改定された内容でございますが、こちらは公共土木、公益被害については、一般被害額からある一定の割合で算出すると書いてございますが、これは74.2%で割合は決めてございますが、農用地については、農地面積に対して平米単価を掛け合わせて、別立てで算出するやり方によって変わってございます。端的にご説明すると農地面積が大きい試算については、便益が大きくなる傾向にあることで、前回と今回の算定の違いが強まる要因の①としての状況でございます。

○福本委員 おっしゃっていたのは、変化要因の②のほうですか。

○長谷川河川課長 変化要因の①の部分について、①は治水経済調査マニュアルの改定によるものをご説明差し上げてございます。

○福本委員 変化要因の①が治水経済調査マニュアルの改定であれば、②は氾濫解析等の話ですか。

○長谷川河川課長 はい。

○福本委員 変化要因②では、雉子尾川が非常に大きくなっていると思いますが、小田川はそれほど大きくなってはいないので理由を説明いただけますか。

○長谷川河川課長 こちらは、資料8の1ページ、変化要因②に書いてございます。雉子尾川につきましては、上段右側に書いてございますが、前回評価時の氾濫面積は4.6km²、今回は4.71km²と、あまり面積は大きくなってございませませんが、氾濫による浸水深が、前回は一律で0.36m、36cmで色塗りされている区間が浸水したということで算定してございます。今回は、氾濫の規模に応じて浸水深を6つに分類しまして、浸水深に応じて被害額を算定していることが一つございます。また、前回までは氾濫をしない流量を3分の1未満ということで一律に設定してございましたが、河道の状況等を見ますと一年に一回の雨が降っても被害が出るような状況でございますので、そのような被害をこれまで見ていなかった雨についても被害をプラスしているものです。さらに、浸水深で個別に拾っていることで増えている。また、資産の状況についても、前回の状況と国政調査の中身等、資産の状況が最新のものになっており、全体としての資産の被害の費用が増えている結果になってございます。

○福本委員 ありがとうございます。

南沢川は、この図からしますと今回追加した部分が非常に大きかったとのことですか。

○長谷川河川課長 はい、そうなります。

○福本委員 逆に、雉子尾川はそこまで大きくないのですか。

○長谷川河川課長 はい、そうなります。

○福本委員 今回の変更は浸水深が深くなり、国勢調査のデータが変わったなどの理由だと思いますが、県の方針としては、治水のリスクが高いところだが、堤防を整備しているから、立地が更に進んで洪水被害が起こったときに浸水する資産が増えても構わないとの判断で計画を立てられていますか。治水リスクがあるところに、資産が集中したことが良いのか悪いのかなどのお話もあるとは思いますが。そのあたりは県としてどのようにお考えですか。

○長谷川河川課長 県の河川としては、治水リスクがあるところに開発や、資産を集中することを誘導するつもりはございませんが、当然堤防なり治水施設が整備されることで、流域全体として安全度が高まることで、そこが土地利用されることは、仕方がないと思って

ございます。ただ、一方でまちづくり、都市計画部門では、浸水被害、リスクが高いところについては、人が住まいを設けない、いわゆる立地適正化計画などを作りまして、浸水被害が少ないところに誘導する取組も現在、始まっておりますので、全体としては浸水リスクが高いところに資産を集中させるのではなく、安全なところに資産を誘導する大きな流れになっていると思っております。

○福本委員 分かりました。例えば、氾濫解析等を変化要因②で総便益が10倍になっております。10倍になっているときに、資産の集中が進んだことによって増えているのか、あるいは面積の増加や浸水深の増加か、内訳を示していただいた上で、県としての対応方針、今後の対策、都市計画とどのように調整していくか等の記載があると良いと思いました。数字として10倍に増えたのは、このような要因で10倍になったことは良いのですが、10倍になっている理由を少し掘り下げていただくと良い気がしましたので、参考にさせていただければと思いました。

○郷古部会長 間違っていたら指摘していただきたいのですが、本日のご説明だと今回は、前回評価の時から大きく精度を上げて氾濫解析等を行った結果、河川の整備を進めてきたことにより現在の治水安全度が上がって、不動産価値も上がって、そこに立地する件数が増えたから一般資産が増えたのではなくて、マニュアルの改定と、氾濫区域の精緻化で一般資産が増えたということですか。治水安全度が上がったことによって家を建てる人が増え、一般資産が増加したということではないのですか。

○長谷川河川課長 おそらく資産の評価の算定精度が上がったことが原因かと思えます。

○郷古部会長 ありがとうございます。全体的な流れとしては、流域治水の考え方からすると、危険なところには住まないという、それを都市計画的なところを用いてやるのかどうかは、私も専門外なので分からないのですが、流れとしてはそのような土地利用も流域治水のような考え方ができていたが良かったですか。

○長谷川河川課長 流域治水というのは、全体で氾濫を少し許容しながらも、安全なところは、しっかり治水安全度を高めて、河川整備も不断に進めていくことなので、流域治水とまちづくりの都市計画というのは一体で進めていくものでございます。

○郷古部会長 ありがとうございます。そのほかご意見、ご質問等ございますか。

○植松委員 小田川について、事業費が2倍になっておりますが、事前質問では、事業費について再算定すると伺った気がします。本日、確認すると事業費が2倍になっている一方で、ほかの河川2つに関して、事業費の増加割合は大体50%ぐらいです。何故、小田川だけ2倍になっているのですか。見方によっては、既に22年度の評価時点で既に事業費が増えていたのではないのかと見えませんか。そうすると、22年度時点で費用便益比1を切っていたのではないかと。今回、便益の算定方法が変わったことから、22年度分の増加見込みも令和5年度の評価時に含めているように見えなくもないのですが、何故事業費が2倍になったのですか。

○長谷川河川課長 22年度当時については、申し訳ありませんが、あまり分析をしていないのですが、今回小田川については、阿武隈急行から下流部分について現在事業を実施中なので、ある程度のしっかりした事業内容が確定してございます。阿武隈急行よりも上流については、事業の算定が少し不確かなところがあったため、改めてしっかり精査させていただいたところ、上流部分でかなり構造物が多く、直近の類似の構造物の事業費等を参考に算定したところ、事業費が増えております。将来事業をする区間についても改めて事業費をしっかりと見直ししたことに加え、物価上昇等も加味して2倍になってございます。よろしく申し上げます。

- 郷古部会長 植松委員はいかがですか。
- 植松委員 先ほどの柳田峠2期地区と同様、今回の費用便益比で判断するのだと言われたら、そうですかといしか言いようがないのですが、事前質問で指摘があって、再度算定しますとの話になりましたが、事業費44.6億円が変更前後で横並びになっていること自体が、何かおかしいのではないかと気づく機会はないのですか。おそらく、事前質問がなかったら、今回も44.6億円のまま出てきていたと思われそうですし、何か内部でそういう牽制等はないのですか。
- 長谷川河川課長 内部でもないとは言えませんが、ご指摘も受けたので、ご指摘を真摯に受け止めまして、事業費を改めて算定し直したということでございます。
- 植松委員 分かりましたといしか言いようがないのですが、分かりました。
- 郷古部会長 そのほかございますか。福本委員お願いします。
- 福本委員 先ほどの件に関係しますが、流域全体の利益、対象エリアの土地利用がどう変化しているかなどをまとめた資料はありますか。
- 長谷川河川課長 変化の状況までは今回整理してございません。
- 福本委員 データを見ると、確率年に対応した被害額等が載っています。マニュアルの更新で計算結果が変わったことはいいのですが、そもそも近隣がどのように変化してきたか、基本的な情報は社会情勢に対応した事業の必要性等を判断することに必要だと考えますので、そのあたりの情報を示していただいたほうが本質的な気がします。マニュアルが変わったからB/Cがどのように変わったか等よりは、事業が非常に長期化していて、その間に近隣のエリアで土地利用がどのように変わってきていて、引き続き事業を行う必要があるのかどうか、費用便益の計算結果に埋もれてしまった気がしましたので、そのような考え方もあることを、ぜひとも今後ご検討いただければと思います。
- 長谷川河川課長 ご指摘はよく理解できますので、今後検討させていただきたいと思えます。
- 福本委員 よろしくをお願いします。
- 郷古部会長 あまり時間がないので、次回の部会での説明は難しいかもしれませんが、おそらく氾濫の解析を行っており、効果算定も出しているから、流域の土地利用がどこまでの精度になっているのか分からないのですが、可能であればご検討いただきたいと思います。委員の皆様からほかにご意見などはよろしいですか。
- それでは、本日のご意見、ご質問が出そろいましたので、河川の3事業について、大まかな意見の方向性をまとめたいと思います。
- 皆様からは、全体に関わる話と、小田川の事業費の増等でご意見をいただいております。
- まず、南沢川総合流域防災事業ですが、こちらも全体として、早期完成に向けた取組の工夫や水害が深刻化している中での県としての姿勢である個別事業化等が、一般の方に少し分かりづらいとの話がございました。全体としての方向性として早く完成を進めるべきではないかとの意見だったと思います。全体としては事業の継続について疑義があるとのご意見はいただかなかったと思います。次回に向けて追加資料等をいただきまして、説明をお願いしたいと思いますが、方向性として、南沢川は継続妥当と考えております。よろしいですか。ありがとうございます。
- 次に、雉子尾川総合流域防災事業について、南沢川と同様、早期完成に向けた取組みとしての県としての姿勢をより県民に対して分かりやすく記載してはどうかのご意見は共通するところがございます。こちらも、事業継続は妥当との方向性ですが、追加資料をご

用意いただいて、次回以降ご説明いただくことでいかがですか。ありがとうございます。

最後に、小田川の総合流域防災事業について、状況としては一刻も早く完成を目指すべきところでは同じですが、先ほど植松委員から事業費の話もございました。追加資料等をご用意いただくとのことでしたが、費用対効果の面ではマニュアルに沿っている形になっておりましたので、方向性としては事業継続妥当として、こちらも同じように、追加資料等を次回の部会までにご準備いただく形で進めてまいりたいと思います。

最後にございました、これも全体に関わる場所だと思いますが、福本委員からいただきました流域全体の土地利用の変化、これは非常に根本的なところになりますが、資料をつけるべきではないかのご意見がございましたので、ご検討いただき、次回の部会に臨んでいただきたいと思います。

委員の皆様よろしいですか。ありがとうございます。

- 菅原企画・評価専門監 1点よろしいですか。ご指摘いただいたほかに、コスト縮減計画についてもご意見があったかと思います。そちらの取扱いはいかがいたしますか。
- 郷古部会長 前回の委員会、22年の計画に基づいた対応として、記載していただいているところについて、少し時間がかかるかもしれないですが、ご検討いただくことにしたので、次回以降になるかもしれませんが、コスト縮減の実績等について資料をご準備いただくことでよろしいですか。
- 菅原企画・評価専門監 はい、ありがとうございます。
- 郷古部会長 それでは、以上で河川課の本日の審議を終了させていただきます。

次に、現地調査についてですが、私と庄子委員だけの参加と聞いておりますが、日時については8月7日午後1時開始を予定しております。対象事業は、農村整備事業（柳田峠2期地区）、雉子尾川総合流域防災事業、小田川総合流域防災事業を予定しております。本日の審議を踏まえまして、特に対象事業について、皆様のご意見はいかがですか。そのように、日程を調整していましたが、よろしいですか。ぜひとも参加できる委員の方々には、ご参加いただきたいと思います。

それでは、予定していた議題は以上でございます。委員の皆様、ほかに何かございますか。よろしければ、これで議事を終了したいと思います。

なお、次回の公共事業評価部会の日程につきましては、後日正式に委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局に進行をお返しします。皆様、ご協力ありがとうございました。

- 高橋行政評価班長 それでは、長時間のご審議、お疲れさまでございました。

それでは、以上をもちまして令和5年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。